

令和 7 年度 浜松市職員採用試験案内

令和 7 年 4 月 1 日
浜松市人事委員会

第Ⅲ類消防職員（高校・短大等）

①回転翼航空機操縦士

②回転翼航空機整備士

採用予定日 ①令和 7 年 7 月 1 日 ②令和 8 年 4 月 1 日

【試験日】令和 7 年 5 月 18 日（日）

【申込期間】令和 7 年 4 月 1 日（火）～4 月 30 日（水）

※申し込みは郵送に限ります。窓口および電子申請（インターネット）での「受験申込受付」は
行いません。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用 予定人数	主な職務内容
回転翼航空機操縦士	若干名	消防ヘリコプター(エアバス・ヘリコプターズ社AS365N3型)の操縦業務を行うほか、消防業務全般に従事します。
回転翼航空機整備士	若干名	消防ヘリコプター(エアバス・ヘリコプターズ社AS365N3型)の整備業務を行うほか、消防業務全般に従事します。

浜松市消防局 消防航空隊

浜松市では平成 22 年度に消防ヘリコプター「はまかぜ」の運航を開始しました。

山火事など消防車による消火活動が困難な場所への出動や火災現場上空からの情報収集、山岳遭難や水難事故における救助活動のほか、傷病者の搬送などを行う救急活動に活躍しています。

消防ヘリコプター「はまかぜ」は、その機動性と迅速性を活用し、1,558 平方キロメートルに及ぶ広い市域を空から守っています。

また、緊急消防援助隊の航空部隊等として、市外・県外においても活躍しています。



消防ヘリコプター「はまかぜ」
エアバス・ヘリコプターズ社 AS365N3 型（フランス）

2 受験資格

次の（１）から（４）までの要件を満たすことが必要です。

（１） 日本国籍を有する人

（２） 以下の記載の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分	受験資格
回転翼航空機操縦士	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、次のアからエまでの要件を満たす人 ア 回転翼航空機の事業用操縦士技能証明（限定する型式：エアバス・ヘリコプターズ社A S 365型）を有すること。 イ 有効な第一種航空身体検査証明を有すること。 ウ 航空無線通信士の免許を有すること。 エ 回転翼航空機の機長としての飛行時間が1,000時間以上であること。
回転翼航空機整備士	平成2年4月2日以降に生まれた人で、二等航空整備士〔回転翼航空機（タービン機）〕以上の技能証明を有する人または、令和8年3月までに行われる国家試験により技能証明を取得見込みの人

（４） 次の条件を満たし、その他身体に職務遂行上支障のない人

- ・視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上の人
- ・色覚が赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人
- ・聴力が左右とも正常である人

3 試験日程

試験日・試験会場	令和7年5月18日（日） 浜松市消防本部（浜松市中央区下池川町19-1）
試験当日の提出書類	○宣誓書・自己紹介書…用紙は受験票と一緒に送付します。 ○最終学歴の卒業（または卒業見込）証明書
試験結果の発表	合否に関わらず受験者全員にお知らせします。 不合格となった人には個人の成績および結果をお知らせします。 発表日・発表方法は、試験当日にお知らせします。

4 試験の内容・配点

(1) 回転翼航空機操縦士

試験科目	内容	配点	
消防適性検査	職務遂行上必要な消防職員としての適応性を、性格的な面と認知能力（迅速・的確な対応や機器操作技能等の基礎）の面から検査します。	100点	800点
面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。また、航空隊の消防職員としての適応性を口頭試問により検査します。	600点	
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。	100点	

※ 操縦士の受験者は申込時に、以下の書類を提出していただきます。

- ・事業用操縦士技能証明書（回転翼航空機）の写し
- ・操縦士としての航空経歴書（技能証明申請書類と同じもの）
- ・有効な第一種航空身体検査証明書の写し
- ・上記航空身体検査申請書の写し
- ・航空無線通信士の無線従事者免許証の写し

(2) 回転翼航空機整備士

試験科目	内容	配点	
消防適性検査	職務遂行上必要な消防職員としての適応性を、性格的な面と認知能力（機器運用技能等の基礎）の面から検査します。	100点	900点
体力試験	職務遂行上必要な消防職員としての能力を検査します。	100点	
面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。また、航空隊の消防職員としての適応性を口頭試問により検査します。	600点	
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。	100点	

※ 整備士の受験者は申込時に、以下の書類を提出していただきます。

- ・技能証明書の写し（取得済みの者）

※ 整備士の受験者は試験時に、以下の書類を提出していただきます。

- ・最終学歴の卒業（または卒業見込）証明書
- ・宣誓書・自己紹介書（用紙は受験票と併せて送付します。）
- ・身体検査票（所定様式）

5 受験申込手続き

提出書類	・採用試験受験願書 ・返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、110円切手を貼付したもの）	
	回転翼航空機操縦士の受験者は右記の書類も申込時に提出	・事業用操縦士技能証明書（回転翼航空機）の写し ・操縦士としての航空経歴書（技能証明申請書類と同じもの） ・有効な第一種航空身体検査証明書の写し ・上記航空身体検査申請書の写し ・航空無線通信士の無線従事者免許証の写し
	回転翼航空機整備士の受験者は右記の書類も申込時に提出	・技能証明書の写し（取得済みの者）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）	
申込期間等	・令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「簡易書留郵便」を利用してください。簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。	
受験票等の発送	試験日の一週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに試験時に持参してください。	

※ 提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

【注意事項】

受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。
以下のチェック表を活用し、不備のないように申込事項を入力してください。

年齢	・記入日現在の年齢を記入してください。	☐
現住所及び連絡先	・現住所を記入してください。 ・番地、マンションやアパートの部屋番号までもれなく記入してください。 ・連絡先は、現住所とは別の送付先を希望する人のみ記入してください（この場合、人事委員会事務局からの連絡は全て「連絡先」あてに行きます）。	☐
メールアドレス	・浜松市人事委員(jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp)からのメールが受信できるメールアドレスを記入してください。	☐
電話	・受験資格の確認や書類の不備等で人事委員会事務局から連絡をする場合があるため、 昼間連絡可能な電話番号を記入してください。	☐
学歴	・中学校は卒業年月のみ記入してください。 ・専門学校は「その他」に記入してください。	☐

受験資格に必要な免許・資格	・受験資格に定める免許・資格の取得日を記入してください。	☐
【回転翼航空機操縦士のみ】 回転翼航空機の操縦に関する 資格・証明・履歴	・受験資格に必要な免許・資格以外に回転翼航空機の操縦に関する免許等（限定型式）を所持している人は、記入してください。	☐
その他の免許・資格	・自動車運転免許やその他の取得した免許・資格を記入してください。	☐
健康状況	・現在の健康状況を○で囲み、不良の場合は内容を記入してください。	☐
既往の疾病	・既往の疾病がある場合に記入してください。	☐
視力	・現在の視力について記入してください。	☐
受験上配慮してもらいたいこと	・試験会場等で配慮が必要な場合があれば記入してください。	☐
備考	・記入しないでください。	☐
職歴（裏面）	・在学中のアルバイトは記入しないでください。 ・古いものから順に記載してください。 ・現在在職中の場合は、期間の終了欄の年月を二重線で消し、余白に「在職中」と記入してください。	☐

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。
なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用予定日は原則として以下のとおりです。
 - ・回転翼航空機操縦士：令和7年7月1日
 - ・回転翼航空機整備士：令和8年4月1日**※採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (3) 受験資格に定める免許・資格の取得を確認できなかった人や、受験資格がない場合、受験申込書の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。

- (1) 初任給
初任給は、勤務経歴・経験年数・所有する資格・飛行実績等を勘案し、一定の基準に基づいて決定します。（採用時の年齢が60歳を超える場合は、初任給月額に7割を乗じた金額になります。）
- (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）
給料（本給）、地域手当等の1か月分をベースに年間4.6か月分が支給されます。（採用初年度は採用される月によって異なります。）
- (3) 消防勤務手当
航行する回転翼航空機に搭乗して業務を行った場合に、従事時間に応じて消防勤務手当が支給されます。
- (4) 諸手当
通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務、特殊勤務手当などの諸手当が支給されます。

- (5) 勤務時間
原則として、1週間38時間45分で、交代制の勤務となります。(勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分)
- (6) 勤務場所
原則として、浜松市内の施設等。ただし、職務内容により異なる場合があります。
- (7) 休日等
年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越できます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。
- (8) 採用時の階級
年齢、職歴等一定の基準に基づいて、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士のいずれかの階級で採用します。
- (9) 喫煙について
健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務付けられました。勤務場所での喫煙はできません。

8 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験及び任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) 受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (5) 会場までの往復、試験中の事故や怪我等については責任を負いませんので、十分ご注意ください。

9 お問い合わせ先

浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）およびLINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。



浜松市LINE公式アカウント
「浜松市役所職員採用情報」



浜松市職員採用ホームページ

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

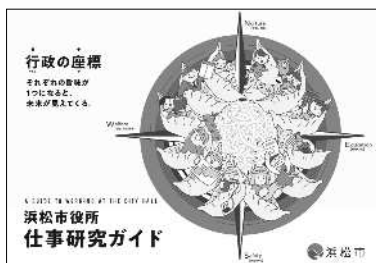
検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide.html#guide2401>

各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



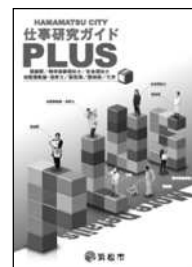
<総合版>



<入門編>



<技術職・免許資格職 特化版>



● 「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取組みをご覧ください。



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

